

2022年7月6日

株 主 各 位

秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79-1
インスペック株式会社
代表取締役社長 菅 原 雅 史

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が収束していない状況を踏まえまして、株主様の感染拡大防止及び安全確保のためにご来場をお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットにより議決権行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年7月21日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使してくださいませようをお願い申しあげます。

有効に議決権を行使いただきました株主の皆様には、各議案の賛否にかかわらず、心ばかりの謝礼として、株主様お一人につきQ U Oカード500円分をお贈りさせていただきますことを併せてご案内申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|-------|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年7月22日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 秋田県仙北市角館町中菅沢77-30
仙北市角館交流センター 第1研修室（TEL 0187-54-1003）
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。） |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 第34期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）事業報告、計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| | 第4号議案 | 第15回ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.inspec21.com>）に掲載させていただきます。
3. 当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち計算書類「個別注記表」をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.inspec21.com>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
なお、これらの事項は、監査役及び会計監査人が監査をした計算書類に含まれております。

新型コロナウイルス感染防止への対応

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会の開催及び運営に関し、下記の対応をとらせていただくことといたします。

ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

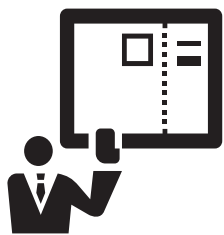
記

- ・本総会の会場スタッフは、マスクを着用して対応いたします。
- ・本総会の会場入口付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・受付におきまして、検温の実施にご協力をお願い申し上げます。なお、当該のお願いにご協力いただけない場合及び検温の結果体温が37.5度以上ある株主様につきましては、会場へのご入場をお断りさせていただくことをご了承ください。
- ・ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ・座席間隔を拡げるため、本総会会場の座席数に制限がございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますことをご了承ください。
- ・本総会に出席する役員は、マスクを着用させていただく場合がございます。

※ ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

※ 本年も総会終了後の工場見学会の開催予定はございません。


※ 本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合には当社ウェブサイト（アドレス<https://www.inspec21.com>）に掲載いたしますので、当社ウェブサイトにおける発信情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**書面（郵送）で
議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年7月21日（木曜日）
午後5時20分到着分まで



**インターネットで
議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年7月21日（木曜日）
午後5時20分入力完了分まで



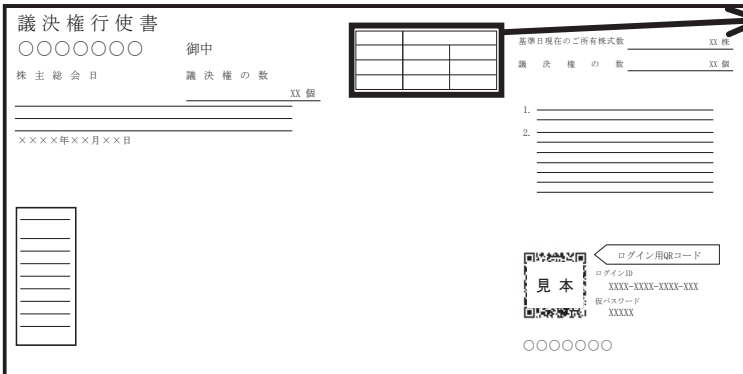
**株主総会に
ご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年7月22日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 個

XXXXXXXXXXXXX日

1. _____

2. _____

ログイン用紙コード

見本

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

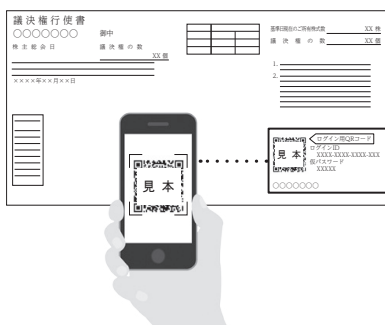
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

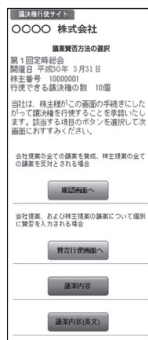
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

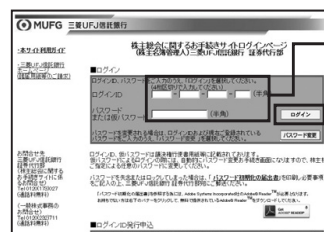
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

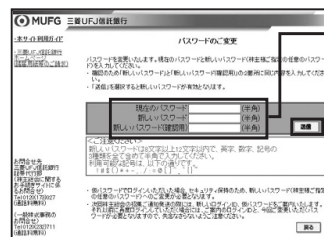
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時から午後9時)

(提供書面)

事業報告

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

(全体)

当事業年度(2021年5月1日～2022年4月30日)における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響によって経済活動に制限と緩和が繰り返される1年となりましたが、当事業年度後半はワクチン接種が普及したことにより、欧米を中心に経済活動は回復基調を示しました。また、欧州や中国において電気自動車の普及が加速しておりますが、半導体を始めとした部品供給不足や、ロシアによるウクライナ侵攻が続いていることによる資源価格の高騰など、国際情勢は先行き不透明な状況が継続しております。一方、わが国経済につきましては、新型コロナウイルスの新規感染者数が鈍化傾向となり、経済活動の正常化へ向けた動きが進んでおります。

このような経営環境の中、当社の当事業年度の売上状況につきましては、2022年3月7日付「業績予想の修正に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当初計画していた中国市場の案件において、長期化している厳しい渡航制限により思うように商談が進められず、大型案件が翌期にずれ込んだことなどにより、当事業年度の売上高は当初計画を下回りました。

一方、当事業年度の受注状況におきましては、2022年1月5日付及び2022年4月26日付「大型受注に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、かねてより国内外で商談を進めてまいりました当社の主力製品であるロールtoロール型検査装置、高性能フラットベッド型検査装置及びインライン検査装置の大型受注を獲得したことにより、受注額は1,849百万円(前事業年度比13.4%増)となり、当事業年度末における受注残高は1,373百万円(前事業年度比6.8%増)となりました。半導体市場は引き続き活況を呈しており、当社は顧客の新しいニーズに積極的に対応していくことに加え、高い評価を頂いているきめ細かいサービスを充実させ、さらなる受注獲得に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

また、新事業であるロールtoロール型シームレスレーザー直描露光装置につきましては、国内外の複数の顧客と設備導入に向け、実際に量産で使用する材料を用いて露光評価を重ねており、長尺フレキシブル基板のシームレス露光はもとより高スループットや低ランニングコストなどについて高い評価を頂いております。電気自動車の普及による新たな市場のニーズに対応できる装置として受注獲得に努めてまいります。

以上の結果、当社の当事業年度の売上高は1,762百万円（前事業年度比38.4%増）、営業利益は18百万円（前事業年度は営業損失277百万円）、経常利益は132百万円（前事業年度は経常損失310百万円）、当期純利益は155百万円（前事業年度は当期純損失1,195百万円）となりました。

なお、当事業年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」といいます。）等を適用しておりますが、当事業年度の損益に与える影響はありません。

当社は「半導体パッケージ基板・精密基板検査装置関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の業績は記載しておりません。

（研究開発）

当事業年度における研究開発活動の総額は227百万円であります。

検査装置の核となる画像処理システムについては、高速化及び機能アップ、さらに新たなデバイスを使用した撮像システムの構築と高性能レンズの開発を行っております。これにより検査装置としての性能が向上し、基板検査装置SXシリーズの競争力の強化に繋がっております。

新規事業のロールtoロール型シームレスレーザー直描露光装置につきましては、現在ラインナップしております車載フレキシブル基板向け露光装置に加え、エレクトロニクス分野にも対応可能な高速・高精細の次世代型露光装置の開発を行っております。

② 資金調達の状況

当社は、2020年12月25日に株式会社秋田銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約（コミットメント期間2020年12月30日～2021年12月30日、総額20億円）を締結いたしました。当事業年度の前半は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受注活動が一時停滞したものの、当事業年度の後半に大型受注を複数獲得するなど引き合いや商談が活況を呈しており、今後も受注が継続していくことが見込まれます。当社の事業は、検査装置及び直描露光装置ともに大量かつ高額の部材調達が行われる事業形態であるため、受注増加が必要運転資金の増加に直結いたします。そのた

め、安定的な資金調達手段を確保する目的として本契約のコミットメント期間を2022年12月30日まで延長いたしました。

③ 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資は326,911千円であります。その主なものは、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）助成事業に基づく次世代ロールtoロール型シームレスレーザー直描露光装置の製作186,971千円及び本社倉庫兼車庫建設32,675千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区分	期別	第31期 2019年4月期	第32期 2020年4月期	第33期 2021年4月期	第34期 (当事業年度) 2022年4月期
売上高	(千円)	2,287,430	1,881,080	1,273,820	1,762,330
経常利益又は 経常損失(△)	(千円)	326,047	212,001	△310,929	132,346
当期純利益又は当 期純損失(△)	(千円)	265,814	173,370	△1,195,973	155,399
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり当期 純損失(△)	(円)	80.66	49.46	△315.95	41.00
総資産	(千円)	2,867,903	3,757,520	2,699,298	3,277,238
純資産	(千円)	1,253,819	2,050,879	904,252	1,087,642
1株当たり 純資産	(円)	351.21	510.64	199.57	241.92

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、経営の基本方針に基づき次の課題に取り組んでおります。

① 人材育成の強化

事業の継続的な成長の原資である人材は、企業の競争優位性を決定づける大切な要素であると考えております。変化に柔軟に対応し、課題解決に向けて主体的に取り組むことのできる人材の確保と今後の会社を支える幹部社員の育成を重要課題として、教育・研修制度の充実及び人事評価制度の改正等、各種施策を進め、社員一人ひとりが能力を最大限発揮できる体制を整備してまいります。

② 品質管理の徹底

「基本を守り規律ある職場を作る」という経営目標のもと、生産工程の遵守、納期管理の徹底等、基本に立ち返って全社員が品質に対して高い意識をもって仕事に取り組んでおります。

加えて、出荷後のクレームや故障をゼロにすることを目的とし、新たに品質保証に特化したプロジェクトチームを立ち上げました。今一度生産工程や検査体制を見直し、これまで築き上げてきたインスペクブランドを守りつつ、さらなる品質向上に向けて取り組んでまいります。

③ 海外のサービス体制の構築

当社の装置は、現在台湾を始めアジア各国で多くのお客様に導入されており、今後も計画的に複数台の導入が予定されています。当社は従来、台湾の現地法人からアジア各国へ顧客サポート活動を実施しておりましたが、必ずしも十分なサポート体制とは言えませんでした。特に高い成長を見込んでいる中国市場におけるサポート体制については、中国国内に幅広いネットワークを有したビジネスパートナーとの事業連携を前提に、日本国内と遜色ないレベルでサポートできる体制の構築を進めてまいります。東アジア地域におけるサポートについては、コロナ禍で得たりモートによるサポートのノウハウを生かしつつ、サポート専門の企業と保守サービスに関する契約を結び、現地で迅速に対応できる体制を構築してまいります。

④ 競争力を持った製品の開発

当社の装置は従来、顧客の要望に合わせた完全受注生産、オーダーメイドで製作を行ってまいりましたが、昨今の部材の長納期化や受注増に伴う

生産部門の負荷が大きな課題となっております。これに対し、全ての設計・開発を自社内で行っている機動力を生かし、柔軟な設計変更等で部材納期の短縮に対応するとともに、協力企業による生産能力の増強により、安定した製品供給を実現してまいります。また、顧客ごとの個別の要望(特注仕様)についても、充実したオプションで対応してまいります。

新規事業として取り組んでいる、EV(電気自動車)向けロールtoロール型シームレスレーザー直描露光装置「RD3000」は、国内外の複数顧客と評価試験を重ね、高い評価を頂くなど具体的に商談が進んでおります。本露光装置がターゲットとするEV(電気自動車)向け長尺FPC(フレキシブル基板)は、生産が急拡大しており、シームレスに露光できる本露光装置のニーズが高まっていることから、RD3000の受注活動及び次世代装置の開発に全力を挙げて取り組んでまいります。

⑤ 生産性の向上

新型コロナウイルス感染症に端を発した運送費の高騰、世界的な半導体不足による部材の長納期化・価格の高騰に加え、ウクライナ情勢の影響による資源価格の高騰等、当社を取り巻く環境は日々変わりつつあり、今後の需給状況によっては生産体制に大きく影響してくることが考えられます。当社では、生産管理システムの刷新や部材調達先の開拓、作業プロセスの改善などサプライチェーンマネジメントを強化し、柔軟で機動的な生産体制の構築に取り組んでまいります。

⑥ SDGsへの取り組み

持続可能な世界を実現するための取り組みである「持続可能な開発目標：SDGs (Sustainable Development Goals)」に取り組むことは、企業の社会的責任であると認識しています。前事業年度に発足したSDGs委員会では、地域貢献活動やリサイクル活動などを実施しました。当事業年度は、当社の事業活動とSDGsへの取り組みを連動させることをテーマに、バリューチェーンの分析を実施し、各部門が自部門の施策にSDGsと関連した項目を策定することで、全社員が日々の業務においてSDGsに対して主体的に取り組むことはもちろん、事務処理のペーパーレス化、女性の働きやすい環境整備など、事業活動のさまざまな機会において、SDGsの目標達成に向けた活動を積極的に展開してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年4月30日現在)

当社は、半導体パッケージ基板・精密基板検査装置関連事業を行っております。主要な製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品 名
半導体パッケージ基板・ 精密基板検査装置関連事業	ロールtoロール型検査装置、フラットベ ッド型検査装置、インライン検査装置

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年4月30日現在)

① 当社

本社及び工場	秋田県仙北市
東京オフィス	東京都港区
長野サポートセンター	長野県長野市

② 子会社

該当ありません。

(7) 使用人の状況 (2022年4月30日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
72名	—	41.8歳	10.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年4月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高
シンジケートローン	600百万円
株式会社日本政策金融公庫	509百万円
株式会社商工組合中央金庫	368百万円
株式会社秋田銀行	226百万円
羽後信用金庫	29百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社秋田銀行他2行からの協調融資によるものです。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況（2022年4月30日現在）

① 発行可能株式総数 10,000,000株

② 発行済株式の総数 3,790,400株

(注) ストック・オプションの権利行使により、発行済株式の総数は100株増加しております。

③ 株主数 5,272名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
菅原雅史	267,500株	7.05%
緒方顯吉	251,600株	6.63%
高橋喜一	100,200株	2.64%
塩谷亮子	95,400株	2.51%
小林晃	75,800株	1.99%
加賀谷幸男	59,000株	1.55%
株式会社滋慶	52,200株	1.37%
高橋秋男	52,100株	1.37%
曾我部均	45,400株	1.19%
南方達生	36,000株	0.94%

(注) 持株比率は自己株式（156株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2013年6月14日	2016年6月24日
新株予約権の数	246個	316個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 24,600株 (新株予約権1個につき100株) (注1)	普通株式 31,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込を要しない	新株予約権と引換えに払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 41,900円 (1株当たり419円)	新株予約権1個当たり 144,900円 (1株当たり1,449円)
権利行使期間	2015年7月2日から 2023年6月13日まで	2018年7月2日から 2026年6月23日まで
行使の条件 (注2)	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p>

		第5回新株予約権	第6回新株予約権		
役員 保有 状況	取締役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数	195個	新株予約権の数	123個
		目的となる株式数	19,500株	目的となる株式数	12,300株
	保有者数(注3)	2名	保有者数(注4)	3名	
	監査役	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	6個
目的となる株式数		0株	目的となる株式数	600株	
保有者数		0名	保有者数(注5)	2名	

(注1) 当社は2013年11月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

調整前行使価額 41,843円

調整後行使価額 419円

(注2) 付与日以降、権利確定日(各権利行使期間の初日)においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(注3) 取締役保有者2名のうちの1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

(注4) 取締役保有者3名のうちの1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

(注5) 監査役保有者2名のうちの1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

	第7回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日	2017年6月23日	2018年4月16日
新株予約権の数	35個	388個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 38,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込を要しない	新株予約権と引換えに払込を要しない

		第7回新株予約権	第9回新株予約権
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 134,200円 (1株当たり1,342円)	新株予約権1個当たり 120,700円 (1株当たり1,207円)
権利行使期間		2019年7月4日から 2027年6月22日まで	2020年4月21日から 2028年4月15日まで
行使の条件 (注1)		① 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 ② 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。 ③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	① 同左 ② 同左 ③ 同左
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 114個 目的となる株式数 11,400株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 800株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 23個 目的となる株式数 2,300株 保有者数(注2) 3名

(注1) 付与日以降、権利確定日(各権利行使期間の初日)においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(注2) 監査役保有者3名のうちの1名に付与している新株予約権は、使用人と
して在籍中に付与されたものであります。

		インスペック株式会社 2017年新株予約権	インスペック株式会社 2018年新株予約権
発行決議日		2017年8月21日	2018年8月20日
新株予約権の数		29個	100個
新株予約権の目的 となる株式の種類 と数		普通株式 2,900株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込 金額		新株予約権1個当たり1円 上記払込金額は、各募集新 株予約権の割当てを受ける 者が当社に対して有する同 額の報酬債権と相殺するも のとする。	同左
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額		各募集新株予約権の行使に 際して出資される財産の価 額は、当該各募集新株予約 権を行使することにより交 付を受けることができる株 式1株当たりの払込金額を 1円とし、これに付与株式 数を乗じた金額とする。	同左
権利行使期間		2017年9月21日から 2047年9月20日まで	2018年9月20日から 2048年9月19日まで
行使の条件		① 新株予約権者は、当社の 取締役又は執行役員、監査 役、相談役、顧問、理事の いずれの地位をも喪失した 日の翌日から10日間に限っ て募集新株予約権を行使す ることができる。 ② 新株予約権者が死亡した 場合は、募集新株予約権を 相続できないものとする。	① 同左 ② 同左
役員 保有 状況	取締役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数 29個 目的となる株式数 2,900株 保有者数 2名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 3名

		第11回新株予約権
発行決議日		2019年4月12日
新株予約権の数		200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり164,300円 (1株当たり1,643円)
権利行使期間		2021年4月23日から 2029年4月11日まで
行使の条件 (注1)		<p>① 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
役員保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 43個 目的となる株式数 4,300株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 300株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 9個 目的となる株式数 900株 保有者数(注2) 3名

(注1) 付与日以降、権利確定日(各権利行使期間の初日)においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(注2) 監査役保有者3名のうちの1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

		インスペック株式会社 2019年新株予約権	インスペック株式会社 2020年新株予約権
発行決議日		2019年8月9日	2020年8月11日
新株予約権の数		100個	100個
新株予約権の目的 となる株式の種類 と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込 金額		新株予約権1個当たり1円 上記払込金額は、各募集新 株予約権の割当てを受ける 者が当社に対して有する同 額の報酬債権と相殺するも のとする。	同左
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額		各募集新株予約権の行使に 際して出資される財産の価 額は、当該各募集新株予約 権を行使することにより交 付を受けることができる株 式1株当たりの払込金額を 1円とし、これに付与株式 数を乗じた金額とする。	同左
権利行使期間		2019年9月9日から 2049年9月8日まで	2020年9月14日から 2050年9月13日まで
行使の条件		① 新株予約権者は、当社の 取締役又は執行役員、監査 役、相談役、顧問、理事の いずれの地位をも喪失した 日の翌日から10日間に限っ て募集新株予約権を行使す ることができる。 ② 新株予約権者が死亡した 場合は、募集新株予約権を 相続できないものとする。	① 同左 ② 同左
役員 保有 状況	取締役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 4名

		インスペック株式会社 2021年新株予約権
発行決議日		2021年8月12日
新株予約権の数		70個
新株予約権の目的 となる株式の種類 と数		普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込 金額		新株予約権1個当たり1円 上記払込金額は、各募集新 株予約権の割当てを受ける 者が当社に対して有する同 額の報酬債権と相殺するも のとする。
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額		各募集新株予約権の行使に 際して出資される財産の価 額は、当該各募集新株予約 権を行使することにより交 付を受けることができる株 式1株当たりの払込金額を 1円とし、これに付与株式 数を乗じた金額とする。
権利行使期間		2021年9月15日から 2051年9月14日まで
行使の条件		① 新株予約権者は、当社の 取締役又は執行役員、監査 役、相談役、顧問、理事の いずれの地位をも喪失した 日の翌日から10日間に限っ て募集新株予約権を行使す ることができる。 ② 新株予約権者が死亡した 場合は、募集新株予約権を 相続できないものとする。
役員 保有 状況	取締役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数 70個 目的となる株式数 7,000株 保有者数 4名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年3月22日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第12回新株予約権（行使価額修正条項付）、第13回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第14回新株予約権（行使価額修正条項付）
割 当 日	2021年4月7日
新株予約権の総数	6,815個 第12回新株予約権 1,893個 第13回新株予約権 3,029個 第14回新株予約権 1,893個
発 行 価 額	総額13,346,010円 （第12回新株予約権1個当たり3,700円、第13回新株予約権1個当たり1,800円、第14回新株予約権1個当たり470円）
当該発行による潜在株式数	681,500株（新株予約権1個につき100株） 第12回新株予約権189,300株 第13回新株予約権302,900株 第14回新株予約権189,300株 下限行使価額（下記「行使価額及び行使価額の修正条項」において定義します。但し、本新株予約権の発行要項第11項の規定による調整を受けます。）は、第12回新株予約権、第13回新株予約権及び第14回新株予約権の全回号において1,119.50円ですが、下限行使価額により行使された場合においても、本新株予約権に係る潜在株式数は681,500株です。
資金調達額	1,683,550,510円（差引手取概算額） （注1）

行使価額及び行使
価額の修正条項

当初行使価額は、第12回新株予約権が2,239円、第13回新株予約権が2,463円、第14回新株予約権が2,687円です。

第12回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から6か月後以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決議することができ（以下「行使価額修正選択権」といいます。）、かかる決議がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなります。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る本新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、通知が行われた日の10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。

第13回新株予約権及び第14回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から4か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなり、修正がなされた日以降、本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。また、上記の計算による修正後の行使価額が、第12回新株予約権、第13回新株予約権及び第14回新株予約権の全回号において1,119.50円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日（2021年3月19日）における当社普通株式の終値の50%）（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）をそれぞれ下回ることとなる場合（以下、これ

	<p>らの金額を個別に又は総称して「下限行使価額」といいます。) 、行使価額は下限行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含みます。)には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
<p>募集又は割当方法</p>	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第12回新株予約権 Hayate 1,893個</p> <p>第13回新株予約権 菅原雅史氏 757個 Hayate 2,272個</p> <p>第14回新株予約権 Hayate 1,893個</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>第12回新株予約権 2021年4月8日から2022年10月7日までとする。</p> <p>第13回新株予約権 2021年4月8日から2026年4月7日までとする。</p> <p>第14回新株予約権 2021年4月8日から2026年4月7日までとする。</p>
<p>その他</p>	<p>1) 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書(以下「本届出書」といいます。)の効力が発生することを条件とします。</p> <p>2) 当社は、割当予定先との間で、本新株予約権に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。本買取契約において、本買取契約の締結日から、①本新株予約権の行使期間の満了日、②本新株予約権の全部の行使が完了した日、③当社がHayateの保有する本新株予約権の全部を取得した日のいずれか先に到来する日までの間、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)若しくは当社に</p>

取得させることができる証券（権利）、当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、当社株式又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を発行若しくは処分する場合その他発行会社の株券等の発行若しくは処分を行う場合又は資本性ローンの借入を行う場合には、発行会社は、当該第三者に対して当該発行若しくは処分（当社の株式の発行に関しては自己株式の処分を含みます。ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション又は譲渡制限付株式を発行する場合を除きます。）又は借入を行うことを当該第三者との間で合意する前に、Hayateあるいはその指定する法人等（以下「先買権利者」という。）に対して、当該発行若しくは処分又は借入と同条件にてその予定する価額の全部又は一部について、引受け若しくは購入又は貸付をする意図があるかどうかを確認することとし、先買権利者が引受け若しくは購入又は貸付を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、先買権利者に対して同条件にてかかる証券（権利）を発行若しくは処分し又は先買権利者から借入をする旨が定められる予定です。また、本買取契約には、Hayateは、行使期間満了前1か月の時点で未行使の本新株予約権が残存している場合又は東京証券取引所における当社普通株式の取引が10連続取引日以上期間にわたって停止された場合は、それぞれの時点以降いつでも、あるいは東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、第12回新株予約権については下限行使価額を連続して180取引日下回った場合、当該180取引日から30取引日以内に、第13回新株予約権及び第14回新株予約権については下限行使価額を連続して500取引日下回った場合、当該500取引日から30取引日以内に、Hayateの裁量で当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。なお、本新株予約権は、会社法第

	<p>236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付されており、当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものとします。</p>
--	--

(注1) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(8,330,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

(注2) 2022年4月30日時点で本新株予約権は、1個(100株)行使されております。

(注3) 当社は、2022年5月13日開催の定時取締役会におきまして、第12回新株予約権の行使価額の修正を行うことを決議しております。

※ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」について

本新株予約権については、ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」を採用しております。この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価(ターゲット価格)を定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、段階的に機関投資家に新株式を発行(ターゲット・イシュー)できることを期待して設定したものです。一般的なTIPのスキームとして、現在の株価を上回った水準に行使価額を設定することで、現在の株価で一度に資金調達するよりも、希薄化が抑えられるメリットがあります。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、行使期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回

って上昇した場合のために、第12回新株予約権においては、当社は行使価額修正に関する選択権を保有しております。株価が固定行使価額を下回って推移した場合においても、当社の資金需要に応じて行使価額修正選択権を行使する可能性があります。下限行使価額は第12回新株予約権、第13回新株予約権及び第14回新株予約権の全回号において1,119.50円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日（2021年3月19日）における当社普通株式の終値の50%）（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）と定められており、行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

4. 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年4月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	菅原 雅史	代表執行役員
常務取締役	富岡 喜栄子	—
取締役	渡辺 晃彦	執行役員営業統括部長
取締役	佐藤 真	執行役員管理統括部長
取締役	小林 英明	H2Rコンサルティング株式会社代表取締役 小林英明税理士事務所所長 税理士 サンファースト株式会社監査役 一般社団法人エコの輪代表理事
取締役	土門 孝彰	株式会社秋田銀行営業本部営業支援部チーフアドバイザー 一般社団法人エレクトロニクス実装学会理事会監事 一般社団法人エレクトロニクス実装学会電子部品・実装技術委員会委員長
常勤監査役	後藤 勉	—
監査役	藤田 幸治	—
監査役	佐野 元彦	株式会社サノ・コーポレーション代表取締役 株式会社サノ・ファーマシー代表取締役 株式会社サノ・ホールディングス代表取締役

- (注) 1. 取締役小林英明氏及び土門孝彰氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤田幸治氏及び監査役佐野元彦氏は、社外監査役であります。
3. 取締役小林英明氏及び監査役藤田幸治氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

該当ありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個人別の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、社内取締役及び社外取締役について、その職務に鑑み、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として賞与を支払うこととする。また、社内取締役に対しては非金銭報酬として株式報酬型ストック・オプションを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、各事業年度の営業利益及び当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、社内取締役及び社外取締役に対し、毎年8月と12月に支給する。また、当社は、社内取締役に対し、2017年7月28日開催の第29期定時株主総会で承認された株式報酬型ストック・オプションについて、年額30百万円以内、年間100個を上限に付与することを毎年8月に取締役会で決定する。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

当社の個人別の取締役（社外取締役を除く。）の報酬割合については、役職位が上位になるに従い、金銭報酬、業績連動報酬並びに非金銭報酬の割合が多くなるようにしている。

e. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

当社の個人別の取締役の基本報酬は、代表取締役社長菅原雅史が個々の取締役の職責を踏まえ決定する。業績連動報酬（賞与）の個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当部門の業績を踏まえて決定する。また、非金銭報酬の株式報酬型ストック・オプションについては、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長が役位、職責、在任年数をもとに個人別の割当個数（株数）を毎年9月に決定する。なお、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためである。

ロ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における個人別の取締役の報酬の内容については、基本報酬及び業績連動については株主総会で決議された報酬額の範囲内で、ストック・オプション付与については、株主総会で決議された範囲内で各取締役への配分を代表取締役社長菅原雅史に決定を一任しております。取締役会は、代表取締役社長が報酬の決定にあたっては、会社業績及び各取締役の個人業績に対する業績等を勘案して決定していることで、上記決定方針に沿う内容であると判断しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対 象 と な る 役 員 の 員 数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	68,279千円 (3,084千円)	38,370千円 (2,651千円)	7,000千円 (432千円)	22,908千円 (-)	6名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,600千円 (3,120千円)	9,600千円 (3,120千円)	- (-)	- (-)	3名 (2)
合 計 (うち社外役員)	77,879千円 (6,204千円)	47,970千円 (5,771千円)	7,000千円 (432千円)	22,908千円 (-)	9名 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年7月27日開催の第30期定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。また、別枠で2017年7月28日開催の第29期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、4名です。
3. 業績連動報酬として、取締役に対して役員賞与を支給しております。業績連動報酬の算定方法は、売上高、営業利益等の事業計画の達成度合いに応じて算出し、上記報酬限度額の範囲内で支給額を決定しております。当該指標を採用した理由は、業績を報酬に反映させるのに客観的な指標であると判断したためであり、その実績については「1. 株式会社の現況に関する事項 (1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
4. 監査役の報酬限度額は、2000年7月27日開催の第12期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
5. 当事業年度において支払った役員退職慰労金はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、非業務執行取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を各社外取締役及び各監査役との間で締結しております。

⑤ 役員等責任賠償保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を2022年6月に保険会社との間で締結する予定であります。

当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担するこ

- ととなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象とするものです。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
 - ・当該契約の保険料は全額当社が負担します。

⑥ 社外役員に関する事項

(i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役小林英明氏は、H2Rコンサルティング株式会社代表取締役、小林英明税理士事務所所長、サンファースト株式会社監査役、一般社団法人エコの輪代表理事であります。当社との間には特別な関係はありません。

取締役土門孝彰氏は、株式会社秋田銀行営業本部営業支援部チーフアドバイザー、一般社団法人エレクトロニクス実装学会理事会監事、一般社団法人エレクトロニクス実装学会電子部品・実装技術委員会委員長であります。当社との間には特別な関係はありません。

監査役佐野元彦氏は、株式会社サノ・コーポレーション、株式会社サノ・ファーマシー並びに株式会社サノ・ホールディングスの代表取締役であります。当社との間には特別な関係はありません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（21回開催）		監査役会（15回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	小林英明	19回	90.5%	—	—
取締役	土門孝彰	21回	100.0%	—	—
監査役	藤田幸治	21回	100.0%	15回	100.0%
監査役	佐野元彦	18回	85.7%	14回	93.3%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役小林英明氏は、公認会計士としての企業会計監査及びコンサルティング業務に関する高度な専門知識と豊富な経験を活かした経営の監督や助言が期待されております。当事業年度開催の取締役会においては、かかる経験・見識や専門知識に基づき、当社事業展開上のアドバイスや疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

取締役土門孝彰氏は、専門分野で培ってきた豊富な経験から主に技術面の観点から経営の監督や助言が期待されております。当事業年度開催の取締役会においては、かかる経験・見識や専門知識に基づき、当社事業展開上のアドバイスや疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

監査役藤田幸治氏は、主に業務監査、会計監査全般の見地から、監査役佐野元彦氏は、主に経営面に関する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、また、監査の方法及び結果、その他の監査役の職務の執行に関する事項に係る助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

① 名称 監査法人アヴァンティア

② 報酬等の額

(i) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 18,800千円

(ii) 当社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 18,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(iii) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、監査法人アヴァンティアの報酬等の額について、監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の合意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度といたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。（取締役会において、内部統制に関する基本方針
について以下のとおり決議しております。）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 取締役及び取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、かつ、コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置します。

各部室にはコンプライアンス責任者・担当者をそれぞれ配置します。

(ii) 取締役会は、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンスプログラムを決定するとともに、コンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努めます。

(iii) コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3ヵ月に1回以上、取締役会、監査役会に対して報告します。また、内部監査室はコンプライアンス体制について監査を行い、その結果を取締役会、監査役会へ報告します。

(iv) 当社の従業員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告します。この場合、匿名でも受け付けるものとします。

(v) 当社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告が適切に行われる体制を整備、運用することとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき保存、管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) 当社の業務に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき把握、管理します。

(ii) リスク管理に関する統括部門として、リスク管理委員会を設置し、有事の場合は危機対応マニュアルに基づき、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとします。

- (iii) 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定します。

各部門を担当する取締役は、各業務に所在するリスクの管理方法及び各業務に所在するリスクの状況について取締役会へ報告します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
- (ii) 当社は将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。
- (iii) 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、組織規程並びに職務権限規程に定める機関又は手続きにより必要な決定を行います。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとします。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の補助業務のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役会と監査役が意見交換を行います。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。
- (ii) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとします。
- (iii) 監査役は、代表取締役と会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査についての意見交換を行います。
- (iv) 監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役及び内部監査室等の社員その他の者に対していつでも報告を求めることができます。

(v) 監査役は、当社の会計監査人である監査法人アヴァンティアから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていきます。

⑦ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び従業員は、監査役への報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとします。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じた費用は、会社法第388条に基づき当社が負担します。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を管理統括部と定めるとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していきます。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は21回開催しており、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は15回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席のほか、会計監査人及び内部監査人、代表取締役、並びに社外取締役との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

③ リスク管理体制

内部監査室において内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び常勤監査役へ報告いたしました。

また、リスク管理委員会を開催し、想定されるリスクの軽減、予防を図っております。

④ コンプライアンスの管理

コンプライアンスプログラムに基づき、年4回コンプライアンス自己点検リストを提出させて、法令及び社内規程を遵守するための取り組みを行っております。

⑤ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、重要な事項については子会社から報告を受けて、事前承認を行っております。また、海外子会社については、管理部門が実地監査を行い、結果を代表取締役に報告しております。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた対応について

管理部門において、警察等の外部専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報の収集を行い、会社内での周知、注意・喚起を図っております。

貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,153,400	流 動 負 債	1,082,772
現金及び預金	696,783	支払手形	56,132
受取手形	671	買掛金	145,660
電子記録債権	203,121	短期借入金	600,000
売掛金	380,528	1年内返済予定の 長期借入金	164,944
仕掛品	639,517	未払金	24,216
原材料及び貯蔵品	171,032	未払費用	14,420
前渡金	14,318	未払法人税等	1,158
前払費用	12,259	契約負債	51,720
未収消費税等	34,014	預り金	12,729
その他	1,154	リース債務	8,764
固 定 資 産	1,123,837	製品保証引当金	2,868
有形固定資産	1,054,011	未払配当金	156
建物	485,799	固 定 負 債	1,106,822
構築物	25,923	長期借入金	969,758
機械及び装置	153,652	長期未払金	106,591
車両運搬具	206	繰延税金負債	6,101
工具、器具及び備品	27,706	リース債務	24,058
土地	92,440	資産除去債務	313
リース資産	29,961	負 債 合 計	2,189,595
建設仮勘定	238,319	純 資 産 の 部	
無形固定資産	32,976	株 主 資 本	916,946
ソフトウェア	26,809	資 本 金	677,951
技術使用権	6,166	資 本 剰 余 金	79,006
その他	0	資 本 準 備 金	102
投資その他の資産	36,848	その他資本剰余金	78,903
関係会社株式	1,684	利 益 剰 余 金	160,360
長期貸付金	24,320	その他利益剰余金	160,360
その他	10,843	固定資産圧縮積立金	68,471
		別途積立金	8,000
		繰越利益剰余金	83,889
		自 己 株 式	△372
		新株予約権	170,696
資 産 合 計	3,277,238	純 資 産 合 計	1,087,642
		負 債 純 資 産 合 計	3,277,238

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年5月1日から)
(2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,762,330
売 上 原 価		1,099,650
売 上 総 利 益		662,679
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		643,781
営 業 利 益		18,898
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	492	
補 助 金 収 入	130,719	
業 務 受 託 手 数 料	423	
為 替 差 益	2,032	
雑 収 入	2,987	
そ の 他	1,125	137,780
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,569	
手 形 売 却 損	1	
株 式 交 付 費	570	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	4,582	
そ の 他	608	24,331
経 常 利 益		132,346
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		132,346
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,158	
法 人 税 等 調 整 額	△24,210	△23,052
当 期 純 利 益		155,399

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 事 業 年 度 期 首 残 高	1,140,959	655,558	—	655,558	70,903	8,000	△1,118,668	△1,039,764
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額							3,477	3,477
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 事 業 年 度 期 首 残 高	1,140,959	655,558	—	655,558	70,903	8,000	△1,115,191	△1,036,287
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△2,432		2,432	—
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	102	102		102				
減 資	△463,109	△655,558	1,118,668	463,109				
欠 損 填 補			△1,039,764	△1,039,764			1,039,764	1,039,764
当 期 純 利 益							155,399	155,399
そ の 他							1,484	1,484
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)								
当 事 業 年 度 の 変 動 額 合 計	△463,007	△655,456	78,903	△576,552	△2,432	—	1,199,080	1,196,648
当 事 業 年 度 末 残 高	677,951	102	78,903	79,006	68,471	8,000	83,889	160,360

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 計 合
	自 己 株 式	株 主 本 計 資 合		
当 事 業 年 度 期 首 残 高	△372	756,380	147,871	904,252
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額		3,477		3,477
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 事 業 年 度 期 首 残 高	△372	759,857	147,871	907,729
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—		—
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		204		204
減 資				
欠 損 填 補				
当 期 純 利 益		155,399		155,399
そ の 他		1,484		1,484
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)			22,824	22,824
当 事 業 年 度 の 変 動 額 合 計	—	157,088	22,824	179,913
当 事 業 年 度 末 残 高	△372	916,946	170,696	1,087,642

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月21日

インスペック株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インスペック株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月23日

インスペック株式会社 監査役会

常勤監査役 後 藤 勉 ⑩

監査役
(社外監査役) 藤 田 幸 治 ⑩

監査役
(社外監査役) 佐 野 元 彦 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要課題に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額は11,370,732円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年7月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条（条文省略）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>新設</p>	<p>第1条～第14条（現行のとおり）</p> <p>削除</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="284 297 703 331">第16条～第51条（条文省略）</p> <p data-bbox="480 387 549 421">新設</p> <p data-bbox="480 887 549 920">新設</p>	<p data-bbox="847 297 1337 331">第16条～第51条（現行のとおり）</p> <p data-bbox="1118 387 1187 421">附則</p> <p data-bbox="834 432 1374 465"><u>（電子提供措置等に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="831 477 1393 786"><u>第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="906 797 1393 1144"><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="906 1155 1393 1368"><u>3 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な 兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	菅原雅史 (1954年3月3日)	1974年4月 森永乳業株式会社入社 1984年1月 当社創業 1988年5月 当社設立 代表取締役 2008年7月 代表取締役社長兼代表執行役 員 2012年7月 代表取締役社長 2020年7月 代表取締役社長兼代表執行役 員(現任)	267,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 菅原雅史氏は、当社創業以来代表取締役として、長年にわたり当社グループの経営トップとして強いリーダーシップを発揮し、事業の拡大に貢献してきたことから、同氏の卓越した知見並びに経験に鑑み、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な 兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	とみ おか き え こ 富 岡 喜 榮 子 (1954年10月23日)	1973年4月 三菱電機株式会社入社 1984年1月 当社入社 1997年7月 当社取締役 2017年7月 当社取締役兼執行役員管理本 部長 2020年7月 当社常務取締役 (現任)	29,200株
	<p>【取締役候補者とした理由】 富岡喜榮子氏は、当社に入社以来、経理・財務に携わり、1997年の取締役就任後は経理財務部門のトップとして、経理、財務、総務、人事において高い専門的知識を発揮し、現在は常務取締役に就任しております。同氏の培ってきた専門性、経験に鑑み、引き続き取締役候補者としております。</p>		
3	わた なべ あき ひこ 渡 辺 晃 彦 (1961年7月29日)	1985年4月 丸紅マシナリー株式会社入社 1999年1月 株式会社アドイン研究所入社 2003年3月 当社入社、営業部長 2016年5月 当社執行役員営業統括部長 2017年7月 当社取締役兼執行役員営業統 括部長 (現任)	2,100株
	<p>【取締役候補者とした理由】 渡辺晃彦氏は、営業分野における豊富な業務経験を有しており、当社製品の販売に精通しております。こうした経験と実績を踏まえ、当社販売体制の強化に適任と判断したため、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な 兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	こ ばやし ひで あき 小 林 英 明 (1973年1月2日)	1997年10月 中央監査法人（現：PwCあら た有限責任監査法人）入所 2003年4月 株式会社ジャフコ入社 2007年12月 H2Rコンサルティング株式会 社設立 同社代表取締役（現 任） 2008年3月 サンファースト株式会社監査 役（現任） 2014年3月 小林英明税理士事務所設立所 長（現任） 2014年11月 一般社団法人エコの輪設立代 表理事（現任） 2017年7月 当社社外取締役（現任）	1,700株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>小林英明氏は、現在、H2Rコンサルティング株式会社の代表取締役等を務められ、公認会計士としての豊富な専門知識と会計監査及びコンサルティング業務を通じて多くの企業に関わってきた経験をもとに、当社経営に対する適切な助言、監督を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、社外取締役として経営に資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な 兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	<p style="text-align: center;">ど もん たか あき 土 門 孝 彰 (1956年2月28日)</p>	<p>1978年4月 株式会社日立製作所入社 1981年4月 TDK株式会社入社 2009年4月 TDK株式会社生産技術/プ ロセス・デバイス開発部長 2010年4月 独立法人理化学研究所フィル ムデバイス研究開発チームリ ーダー(兼務) 2013年4月 一般社団法人エレクトロニク ス実装学会常任理事 2016年3月 TDK株式会社Technical Adviser 2017年4月 株式会社秋田銀行地域サポー ト部チーフアドバイザー 2017年5月 一般社団法人エレクトロニク ス実装学会常任理事再任 2018年4月 株式会社秋田銀行地域未来戦 略部チーフアドバイザー 2019年4月 一般社団法人エレクトロニク ス実装学会電子部品・実装技 術委員会委員長(現任) 2019年7月 当社社外取締役(現任) 2020年7月 株式会社秋田銀行営業本部営 業支援部チーフアドバイザー (現任) 2021年5月 一般社団法人エレクトロニク ス実装学会監事(現任)</p>	500株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 土門孝彰氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、現在、株式会社秋田銀行営業本部営業支援部チーフアドバイザーを務められ、また、2019年4月には一般社団法人エレクトロニクス実装学会電子部品・実装技術委員会委員長に任命され、その豊富な業務経験と高度な専門知識をもとに、専門分野で培ってきた豊富な経験・見識を当社の経営に反映いただくため、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な 兼職の状況	所有する当 社株式の数
6	※ 菅原亮太 (1980年5月9日)	2006年4月 東北パイオニア株式会社入社 2012年4月 当社入社 2021年5月 当社社長室長兼DI開発部長 (現任)	一株
	【取締役候補者とした理由】 菅原亮太氏は入社以来、さまざまな現場や主要ポストを歴任した豊富な業務経験に加え、社長室長として経営をサポートした実績に基づき、持続的な企業価値向上に向けた事業戦略等の実現を図ることができることを期待して取締役候補者としております。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 小林英明氏、土門孝彰氏は社外取締役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
4. 当社は、小林英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 小林英明氏及び土門孝彰氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小林英明氏が5年、土門孝彰氏が3年となります。
6. 当社は取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第32条において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を限定する契約が締結できる旨を定めております。社外取締役候補者小林英明氏、土門孝彰氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とするとしております。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主代表訴訟、第三者訴訟等の結果、業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害を被保険者が負担することとなった場合、その損害を当該保険契約により填補することとしております。その保険料は当社が全額負担します。既に当該保険契約の被保険者となっている候補者については、就任後も引き続き被保険者となり、現在被保険者ではない候補者については、取締役就任時点で、当該保険契約の被保険者に含まれます。同保険の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ更新する予定であります。

第4号議案 第15回ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、対象者のうち当社の取締役に割り当てる新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式数の合計は6,000株となり、これは発行済株式総数3,790,400株（2022年4月30日現在）の0.16%に相当し、希薄化率は軽微であることから、本新株予約権の割当は相当であると判断しております。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高めること等を目的に当社の取締役、監査役及び従業員に対し、以下の要領で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象となりうる取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）となります。また、監査役の員数は3名であります。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

200個を上限とし、当社取締役への割当数は60個を上限とする。

その新株予約権の公正価額の総額を含めた取締役の報酬額は、2018年7月7日開催の第30期定時株主総会においてご承認いただいた「年額100百万円以内」（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は、2000年7月27日開催の第12期定時株主総会においてご承認いただいた「年額2,000万円以内」とする。

なお、新株予約権1個につき普通株式100株とする。ただし、前号に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、ブラックショールズモデルを用いて算定する。なお、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みは要しないものとする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込価額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない

場合それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）を行う場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より10年以内とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または監査役、並びに従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ④ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社は、新株予約権者が当社の取締役・監査役もしくは従業員たる地位を喪失した場合には、当該未行使の新株予約権を無償にて取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部、または一部を放棄した場合は、当該新株予約権については無償にて取得することができる。
- ③ 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。

以上

株主総会会場ご案内図

住所 秋田県仙北市角館町中菅沢77-30
仙北市角館交流センター 第1研修室
TEL 0187-54-1003



J R 田沢湖線 角館駅より徒歩で約5分